公立大学法人神戸市看護大学の神戸市個人情報保護条例の取扱いに関する規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

2023年7月4日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第1号

第1条 公立大学法人神戸市看護大学の神戸市個人情報保護条例の取扱いに関する規程(2019年4月規程第38号)の一部を改正する規程

(改正前)

公立大学法人神戸市看護大学の神戸市個人情報保護条例の取扱いに関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人神戸市看護大学(以下「法人」という。)が神戸市個人情報保護条例(平成9年10月神戸市条例第40号。以下「条例」という。)第38条の規定に基づき、条例第2条第4号の規定による実施機関として条例の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例の施行)

第2条 <u>この規程に定めるもののほか</u>, <u>条例の施行については</u>,神戸市個人情 報保護条例施行規則 (平成10年3月神 戸市規則第80号) の例による。

(請求書の提出先)

第3条 条例第18条第1項に規定する開 示請求書の提出先は,法人又は神戸市 市長室広報戦略部市民情報サービス課 とする。 (改正後)

公立大学法人神戸市看護大学の個人情報保護 法の取扱いに関する規程

個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号。以下「法」という。)及び神戸市個人情報保護法の 施行等に関する条例(令和4年12月神 戸市条例第17号。以下「条例」とい う。)

(用語の定義)

この規程における用語の意義は、法及び条例の例による。

(開示の実施)

第4条 法第87条第1項本文に規定する行政機 関等が定める方法は、神戸市個人情報保護法 の施行等に関する条例施行規則(令和5年3 月神戸市規則第63号。以下「規則」という。) 第3条の例による。

(費用の負担)

- 第5条法第89条第7項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。
- 2 法第87条第1項の規定により保有個人情報

(改正前)	(改正後)
(改正前)	(改正後) の開示を受ける開示請求者は、写しの作成に要する費用その他の開示に要する費用を、当該開示を受ける前に負担しなければならない。 3 前項に規定する費用の額は、規則第4条第2項に規定する額とする。 (行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料) 第6条 法第119条第8項の規定により納めなければならない手数料の額は、条例第7条に規定する額とする。
	<u>規定する額とする。</u>

第2条 公立大学法人神戸市看護大学特定個人情報等取扱規程 (2019年4月規程第39号) の一部を 改正する規程

(改正後)
第33条 削除

第3条 公立大学法人神戸市看護大学職員就業規則(2019年4月規程第44号)の一部を改正する規程

(改正前)	(改正後)
(個人情報保護)	
第29条 職員は、法人が取り扱う個人情	
報の管理に十分注意を払うとともに,	
自らの職務に関係のない個人情報を不	

(改正前) (改正後) 当に取得してはならない。 2 職員は、配置転換し、又は退職する

- ときは、管理していた法人、関係機関 等に関するデータ,情報書類等を速や かに法人に返却しなければならない。
- 3 法人が取り扱う個人情報の管理につ いては,公立大学法人神戸市看護大学 の神戸市個人情報保護条例の取扱いに 関する規程の定めるところによる。

公立大学法人神戸市看護大学 の個人情報保護法の取扱いに関する規 程

第4条 公立大学法人神戸市看護大学非常勤講師就業規則(2019年4月規程第45号)の一部を改正 する規程

(改正後) (改正前)

(個人情報保護)

第22条 略

2 略

3 法人が取り扱う個人情報の管理につ いては,公立大学法人神戸市看護大学 の神戸市個人情報保護条例の取扱いに 関する規程の定めるところによる。

公立大学法人神戸市看護大学の個人 情報保護法の取扱いに関する規程

第5条 公立大学法人神戸市看護大学契約事務職員等就業規則(2019年4月規程第46号)の一部を

改正する規程 (改正後)

(個人情報保護)

第23条 略

2 略

3 法人が取り扱う個人情報の管理につ いては,公立大学法人神戸市看護大学 の神戸市個人情報保護条例の取扱いに 関する規程の定めるところによる。

(改正前)

公立大学法人神戸市看護大学の個人 情報保護法の取扱いに関する規程

第6条 公立大学法人神戸市看護大学パートタイム職員等就業規則(2019年4月規程第47号)の一 部を改正する規程

(改正前) (改正後)

(個人情報保護)

第22条 略

- 2 略
- 3 法人が取り扱う個人情報の管理につ いては,公立大学法人神戸市看護大学 の神戸市個人情報保護条例の取扱いに 関する規程の定めるところによる。

公立大学法人神戸市看護大学の個人 情報保護法の取扱いに関する規程

第7条 公立大学法人神戸市看護大学職員の健康情報等の取扱要綱の一部を改正する要綱

(改正前) (改正後)

(目的)

第1条 略

2 健康情報等を取り扱う者は、あらか じめ職員本人の同意を得ることなく, 前項に規定する利用の目的の達成に必 要な範囲を超えて,健康情報等を取り 扱ってはならない。ただし、神戸市個 人情報保護条例(平成9年10月神戸市 条例第40号。以下「条例」という。) 第9条第1項各号に該当する場合は, この限りでない。

(本人同意の取得方法)

- 第6条 取扱者が健康情報等のうち法令 (神戸市の条例及び規則並びに法人の 規程を含む。以下同じ。) の定めると ころにより収集しようとする情報は, 当該職員の同意を得ずに収集すること ができる。
- 2 略
- 3 前2項の規定にかかわらず、条例第 3 削除 7条第2項各号のいずれかに該当する 場合は、当該職員の同意の取得は必要 としない。

(健康情報等を第三者に提供する場合 の取扱い)

第9条 取扱者は、あらかじめ、当該職

個人情報

の保護に関する法律(平成15年法律第 57号。以下「法」という。) 第18条第 3項各号

(改正前)	(改正後)
員の同意を得ることなく, 当該職員の	
健康情報等を第三者に提供してはなら	
ない。ただし,次に掲げる場合は,こ	
の限りでない。	
(1) 条例第9条第1項第1号から第3	法第18条第3項第1号から第6号
<u>号</u> までに掲げる場合	
(2)~ (4) 略	

第8条 公立大学法人神戸市看護大学職業紹介業務に係る個人情報適正管理規程 (2019年4月規程 第102号)の一部を改正する規程

(改正前)	(改正後)
(個人情報の開示等)	
第4条 個人情報の開示等に係る手続に	
ついては、公立大学法人神戸市看護大	公立大学法人神戸市看護大
学の神戸市個人情報保護条例の取扱い	学の個人情報保護法の取扱いに関する
に関する規程 (平成31年4月規程第39	<u>規程</u>
号)の定めるところによる。	

附則

この規程は、2023年4月1日から施行する。ただし、公立大学法人神戸市看護大学の個人情報保護法の取扱いに関する規程(2019年4月規程第38号)のうち、第5条及び第6条の規定は、神戸市長の認可のあった日から施行する。